



JASDAQ

平成 25 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社アパマンショップホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 大村 浩次
(JASDAQ・コード8889)
問 合 せ 先 常務取締役 石川 雅浩
T E L 0 3 - 3 2 3 1 - 8 0 2 0

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株制度の採用及び定款の一部変更について平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、全国証券取引所が平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株または 1,000 株に集約することを踏まえ、当社普通株式の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することにいたしました。また、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条において、望ましい投資単位の水準が 5 万円以上 50 万円未満と定められていることから、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて当社普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割する株式分割を実施し、当社普通株式の投資単位当たりの金額を、上記投資単位の水準に移行させることにいたしました。

なお、A 種優先株式につきましても、現行定款第 9 条の 5 の定めに従い、普通株式の株式分割と同時に、1 株につき 10 株の割合をもって分割する株式分割を実施した上で、その単元株式数を 1 株といたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 14 期定時株主総会において、下記 4. 記載の定款の一部変更に関する議案につき株主の皆様にご承認いただくことを条件に、平成 26 年 3 月 31 日(月)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式及び A 種優先株式を、1 株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①	株式分割前の発行済株式総数	普通株式：1,362,806 株 A 種優先株式：654,546 株
②	今回の分割により増加する株式数	普通株式：12,265,254 株 A 種優先株式：5,890,914 株
③	株式分割後の発行済株式総数	普通株式：13,628,060 株 A 種優先株式：6,545,460 株
④	株式分割後の発行可能株式総数	普通株式：41,350,000 株 A 種優先株式：6,545,460 株

(注) 上記は平成 25 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告 平成 26 年 3 月 14 日(金)
基準日 平成 26 年 3 月 31 日(月)
効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日(火)

(4) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成26年4月1日以降に適用される、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

区分	調整前行使価額	調整後行使価額
平成23年2月4日取締役会決議に基づく新株予約権	3,270円	327円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成25年12月20日開催予定の第14期定時株主総会において、下記4.記載の定款の一部変更に関する議案につき株主の皆様にご承認いただくことを条件に、単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数を100株、A種優先株式の単元株式数を1株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

(参考)平成26年3月27日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

(3) 単元未満株式の取扱いについて

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い単元未満株式が生じることから、平成26年4月1日以降、単元未満株式の買取り、または買増しを当社に請求できる制度を実施いたします。

基準日となる平成26年3月31日時点の所有株式数が10株未満の株主様は単元未満株主となります(ご参考:普通株式における平成25年9月30日現在の所有株式数が10株未満の株主数は7,110名(全株主の58.05%)、その所有株式数は23,035株(発行済株式総数の1.69%)となっております)。本制度のご利用に関するお手続き方法につきましては、効力発生日以降、単元未満株式を所有の株主様に詳細をご案内いたします。

① 単元未満株式の買取り制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様をご所有する単元未満株式を買取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増し制度

株主様をご所有する単元未満株式とあわせて1単元(100株)となるよう、当社に対し、当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記のとおり、当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、平成26年4月1日をもって、当社普通株式100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。また、当社は、東京証券取引所所有価証券上場規程第445条において、望ましい投資単位の水準が5万円以上50万円未満と定められていることから、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて、平成26年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株を10株に分割する株式分割を実施いたします。さらに、現行定款第9条の5(1)の定めに従い、普通株式の株式分割と同時に、A種優先株式についても1株につき10株の割合をもって分割する株式分割を実施し、その単元株式数を1株といたします。

上記単元株制度の採用及び株式分割の実施を目的として、当社は、平成25年12月20日開催予定の第14期定時株主総会に、以下の内容による定款の一部変更議案を付議いたします。当該定款変更の効力発生日は、平成26年4月1日といたします。

① 当社普通株式及びA種優先株式について、それぞれ1株を10株に分割する株式分割を実施することに伴い、当社の発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。

②単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数を100株、A種優先株式の単元株式数を1株とするため、第6条(単元株式数)を新設いたします。また、単元株制度の採用に伴い、単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元未満株式についての権利)及び第8条(単元未満株式の買増し)を新設いたします。

③その他、規定の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行います。

(2)変更の内容

変更案は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条(条文省略) (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,135,000</u>株とする。 2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>4,135,000</u>株 A種優先株式 <u>654,546</u>株</p>	<p>第1条～第4条(現行どおり) (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>41,350,000</u>株とする。 2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>41,350,000</u>株 A種優先株式 <u>6,545,460</u>株</p>
(新設)	<p><u>(単元株式数)</u> 第6条 当社の単元株式数は、普通株式につき<u>100</u>株とし、A種優先株式につき1株とする。</p>
(新設)	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p>
(新設)	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u> 第8条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p>
第6条～第35条(条文省略)	第9条～第38条(現行どおり)

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年12月20日(金)

定款変更の効力発生日 平成26年4月1日(火)

以上